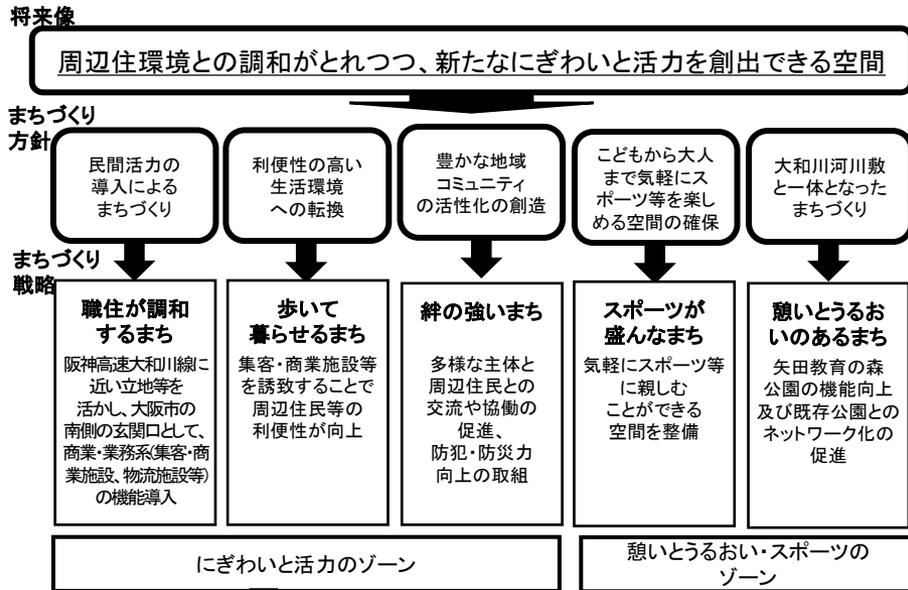
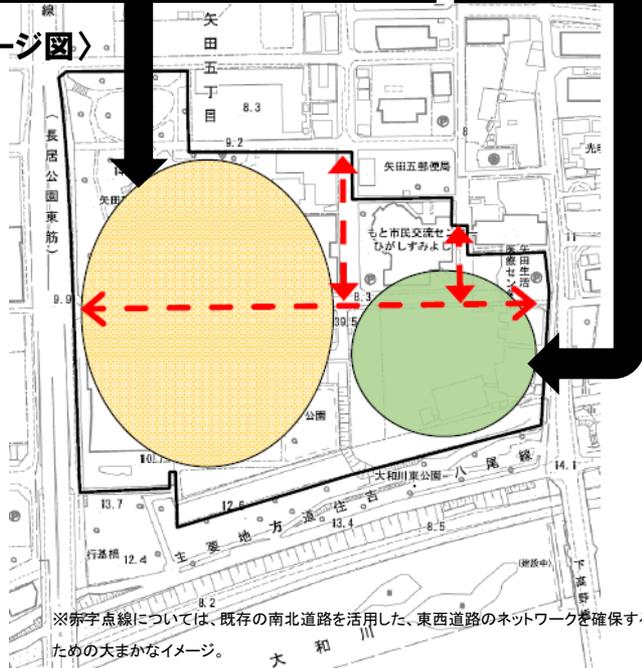


# まちづくりビジョンの推進に係る取組について

## 東住吉区矢田南部地域まちづくりビジョン



### <イメージ図>



### 1 「矢田教育の森公園」整備計画(案)について

#### 【基本的な考え方】

- 「東住吉区矢田南部地域まちづくりビジョン」に基づき、
- 公園の位置を地区の東側へ変更し、新たにできる物流施設と居住空間との緩衝帯とする
  - 南北の公園は一体的な公園として利用できるものとする
  - 「こどもから大人まで気軽にスポーツ等を楽しめる空間の確保」を実現するため、アーバンスポーツゾーンに「多目的広場」(※)を整備する
  - 大和川東公園とのネットワーク化を図る

#### ※「多目的広場」について

大阪市公園条例に基づく有料施設

- スポーツ施設の予約システムによる運用  
(参考)「平野白鷺運動場」施設使用料 1面2時間3,000円
- 管理人の常駐はなし

### 2 区で検討していること

「東住吉区矢田南部地域まちづくりビジョン」のさらなる実現に向けた取組を図るため、「多目的広場」の活用として、大阪市公園条例に基づく有料施設とするのではなく区役所が民間事業者によるスポーツ施設を誘致し、そのノウハウを活用することにより、より幅広い活用(地域住民の交流、近隣の教育施設との連携など)を可能とし、新たなにぎわいと活力の創出に貢献する。

### 3 前回の部会でのご意見について

ご意見の概要	考え方
・公営か民営かの議論になるので、じっくり議論してもいいのでは	・「東住吉区矢田南部地域まちづくりビジョン」において、「にぎわいと活力のゾーン」は民間活力により、「憩いとうるおい・スポーツのゾーン」は本市公園整備により実現するものとしています
・公園の使用用途を設けるとそれ以外の人が利用できなくなるので誰でも休憩できる憩いの場、季節ごとの草花が見られる場にしてほしい	・区が検討しているエリアは公園内の「多目的広場」のため、これ以外の場所についてはみんなが自由に利用することができると考えています
・障がい者も安心して公園に来られるよう多目的トイレがあったほうがいい	・民間事業者によるスポーツ施設の公募において、障がい者等への配慮を必須条件とします
・防災面についても考えてほしい	・公園の一時避難場所としての機能は引き続き確保されます ・民間事業者によるスポーツ施設の公募において、災害発生時の一時的な避難者の受け入れ等の提案を条件とすることも可能です